

草津虎鉾 らいでゆ



パルスゴンドラ天狗・クリスタル天 ^{そら} 竣工！

- ◆ 「パルスゴンドラ天狗・クリスタル天」竣工式について…P.4
- ◆ 令和6年度償却資産の申告について…… P.6~7
- ◆ 令和5年分確定申告相談会
完全予約制のお知らせ……………P.8
- ◆ 重度心身・高齢重度障害者の福祉医療受給者証を
お持ちのみなさまへ（お知らせ）……………P.11
- ◆ 価格高騰重点支援給付金について…… P.12~13
- ◆ 証明書のコンビニ交付サービスについて… P.14
- ◆ ベルツこども園……………P.20
- ◆ ザスパクサツ群馬……………P.22
- ◆ 今月の当番医。
すくすくインフォメーション…………… P.23

2024年
1月号

第709号

歩みに入る者にやすらぎを 去りゆく人にしあわせを

「進化し、歩み続ける町づくり」

草津町長 黒岩 信忠

新年あけましておめでとうござります。

皆さまにおかれましては、健やかな令和六年の新春をお迎えのことと、心からお慶び申し上げます。

皆さまからの信託と温かいご支援を受け、四期目となる町政を担当させていただくことになつてから早くも三年目を迎えるとしておりまます。

町政運営の舵取りをしていく中、町民の皆さま、各業界や町内各種団体及び関係機関皆さまの深いご理解とご協力をいたしておりますことについて、心から感謝を申し上げる次第であります。

昨年を振り返りますと、「万代鉱源泉における湯量減衰の問題」につきましては、草津温泉の存続を

かけるとも言える一大事業となりましたが、一年以上の歳月をかけ、ようやくその改善に至り、一定の安心感を持つことができる状態となりました。

この間、私自身、先頭に立つて指揮を執り、「町の今と未来のために一刻の猶予もない」という緊張感をもつた対応に努め、まさに身を粉にしてこの取り組みを進めてまいりました。

そして、この事業に関わっていただいた町内建設土木業や管工事協力会の皆さまにおかれましては、危険を顧みず、町の将来のためにという強い使命感と責任感をもつて復旧工事を進めていただきました。この姿勢には町長として本当に頭が下がる思いであり、心から感謝を申し上げる次第であります。

振り返りますと、私は町長に就任してから、草津温泉のシンボルである「湯畠の再整備」を最初に行い、次に、「御座之湯」「熱乃湯」及び「湯路広場」など、各時代の趣を尊重した景色づくりを進めてまいりました。加えて、「西の河原公園の再整備」を実施しながら、令和二年には「裏草津地蔵」も完成させ、併せて、町内各所へ手洗い場や顔湯等の設置を進めてきました。

長年、草津温泉入り口において渋滞を引き起こしていた大きな課題を解消するための整備事業であります。群馬県をはじめとした関係各位の協力を得て完成させることができ、町民そしてお客様から好評の声を寄せていただいている状況にあります。草津温泉のシンボルである湯畠のサテライトとして、この「湯畠」は新たな名所になるものと期待を寄せております。

加えて、草津温泉スキー場においても、通年型山岳リゾートへの変貌を見据え、八人乗りの新たな「パルスゴンドラ天狗」を先月より稼働させ、同時に、天狗山ゲレ

ンデ山頂から温泉街を見渡すことができる「展望レストラン／クリスタル天」についてもオープンさせることができました。



振り返りますと、私は町長に就任してから、草津温泉のシンボルである「湯畠の再整備」を最初に行い、次に、「御座之湯」「熱乃湯」及び「湯路広場」など、各時代の趣を尊重した景色づくりを進めてまいりました。加えて、「西の河原公園の再整備」を実施しながら、令和二年には「裏草津地蔵」も完成させ、併せて、町内各所へ手洗い場や顔湯等の設置を進めてきました。

長年、草津温泉入り口において渋滞を引き起こしていた大きな課題を解消するための整備事業であります。群馬県をはじめとした関係各位の協力を得て完成させることができ、町民そしてお客様から好評の声を寄せていただいている状況にあります。草津温泉のシンボルである湯畠のサテライトとして、この「湯畠」は新たな名所になるものと期待を寄せております。

そして先述した「温泉門関連事業や天狗山エリアの活性化等の整備」へと続いた訳でございますが、一草津温泉に完成はなく、常に進化を遂げながら歩み続ける町」でありたいと考えています。

今後は、インバウンド事業を視野に、天狗山レストハウスの新築を計画していくほか、令和六年度からは町の玄関口である「草津温泉バスターミナルの再整備」を進め、さらに魅力あるまちづくりを創出していく所存であります。

これらの取り組みは、お陰様で

す。

形として評価され、今回の観光経済新聞社主催「**にっぽんの温泉百選**」において、**二十一年連続第一位**に選出されるという快挙を成し遂げ、このことに留まらず、今回の「**じゃらん人気温泉地ランキング二〇一四**」では、もう一度行ってみたい温泉地において、**草津温泉が一位に返り咲く**という大変高い評価をいただきことができました。

また、年度途中ではありますが、

観光入込数の観点で申し上げますと、過去最高の入込を記録したコロナ禍前の令和元年度の年間三百二十七万人を今年度は大きく超える見込みとなっており、年間四百万人のお客様を迎えるようとしている目標は、決して遠くない未来に実現できるものと見込んでおります。

関連して、全国の多くの方々から草津町にご寄附という形で応援をいたしております。「**ふるさと納税**」につきましても、お陰様で前年と比較した時に伸びをみせる推計が立っています。このことに対しましても全国の皆様にこの場を借りて、心から御礼申し上げま

る。「**じゃらん人気温泉地ランキング二〇一四**」では、もう一度行ってみたい温泉地において、**草津温泉が一位に返り咲く**という大変高い評価をいただきことができました。

全国の観光地が未だ苦戦を強いられている中、このような傾向にあることは、まさに**草津町の底力を**示すものであり、こうして、全國の方々や関係者から毎年高い評価を頂けますのも、この町に暮らし、働いている皆さまのお力添えによるものであると、改めて心から感謝申し上げる次第であります。

昨今の国内そして海外に目を向けてみると、日本、そして世界中がパンデミックとなつた新型コロナウイルス感染症が、感染症法上の五類に移行し、人々が従来の生活や行動の一端を取り戻しつつあるように感じています。

これまでの間、町が集団接種として行つたワクチン接種事業にご協力いただきました町内外の医療機関の皆さんに敬意を表しますとともに感謝を申し上げます。

このほかにも、「ひとり暮らしの高齢者配食事業」については継続して実施しており、国の補助制度を活用した「**住民税非課税世帯支援交付金**」事業についても実施しています。

さらに、来年度からは新たに「ベルツこども園の保育料の無償化」を図りたいと考えています。既に実施している高校生の就学費補助や、こども園と小中学校全ての給食費の完全無償化及び学童

私は、「**草津町の活性化と発展の道は経済の再生にある**」と常々考え、町長就任時から十四年間、ぶれることなく政策理念の軸として掲げている『**福祉と観光のまちづくり**』を一貫して推し進めてきました。

この対策の一つの例として草津町では、町民皆さまの生活を支えようと、これまでに「**草津町生活商品券事業や草津町くらし応援商品券事業**」を五回実施してきました。

今般、草津町議会のご理解を得まして、他市町村にはない手厚い事業として第六回目となるこの事業を独自に実施することを決め、町民皆さまの生活支援と町内事業所の景気、経済の後押しをするべく取り組みを開始しています。

このほかにも、「ひとり暮らしの高齢者配食事業」については継続して実施しており、国の補助制度を活用した「**住民税非課税世帯支援交付金**」事業についても実施します。

結びとなりますが、町民皆さまのご健勝とご多幸を心から祈念申し上げ、新年の挨拶とさせていただきます。

令和六年一月

草津町長 黒岩 信忠

保育の完全無償化、このことに加え、園児の保育料の全ての無償化を行ない、横断的な子育て支援を実現させたいと考えております。

遂げ、このことに留まらず、今回 の「**じゃらん人気温泉地ランキング二〇一四**」では、もう一度行つてみたい温泉地において、**草津温泉が一位に返り咲く**という大変高い評価をいただきことができました。

全国の観光地が未だ苦戦を強いられている中、このような傾向にあることは、まさに**草津町の底力を**示すものであり、こうして、全國の方々や関係者から毎年高い評価を頂けますのも、この町に暮らし、働いている皆さまのお力添えによるものであると、改めて心から感謝申し上げる次第であります。

昨今の国内そして海外に目を向けてみると、日本、そして世界中がパンデミックとなつた新型コロナウイルス感染症が、感染症法上の五類に移行し、人々が従来の生活や行動の一端を取り戻しつつあるように感じています。

これまでの間、町が集団接種として行つたワクチン接種事業にご協力いただきました町内外の医療機関の皆さんに敬意を表しますとともに感謝を申し上げます。

「パルスゴンドラ天狗・クリスタル天」 竣工式が挙行されました。



竣工を祝し、テープカットを行いました。



主催者挨拶 草津町長 黒岩 信忠



「パルスゴンドラ天狗」竣工



「クリスタル天（そら）」竣工

草津温泉スキー場を通年型山岳リゾートへ転換することを目的に、整備を進めて参りました「パルスゴンドラ天狗・クリスタル天（そら）」の竣工式を、令和5年12月13日(水)、草津温泉スキー場天狗山レストハウスにて挙行いたしました。

パルスゴンドラ天狗は3台×4群、計12台のキャビンが稼働し、床の一部が透明になっているグラスフロアタイプも採用しており、アトラクション的要素も兼ね備えたゴンドラとなっております。車椅子の方やペットの乗車も可能となり、天狗山山頂エリアの活性化に期待されております。

クリスタル天（そら）は温泉街と吾妻連峰を見渡しながら本格的なお寿司をお楽しみいただけるレストランで、近代的でモダンな建物となっております。斜面側に大きく突き出たデッキは、新たなフォトスポットとして多くの方にお楽しみいただきたいと考えております。

今後におきましても、コンパクトでありながらも、魅力と楽しががたくさん詰まったスキー場への整備を進め、「百年先を見据えた付加価値の高いまちづくり」のコンセプトは変わることなく、百年先も観光地のトップランナーであり続ける草津町のまちづくりに大いに期待していただきたいと考えております。



草津温泉スキー場
Pulse Gondola Tengu
(パルスゴンドラ天狗)

中小事業者をとりまく税金

中小事業者の皆様は特に税金とのかかわりが深く、その事業活動の多くの場面で何らかの税金に携わっています。まず、事業の種類に関係なく共通する税金として、契約書に貼付する「印紙税」、乗用車に「自動車税(種別割)または軽自動車税(種別割)」、その取得時に「自動車税(環境性能割)または軽自動車税(環境性能割) (旧:自動車取得税)」、その車検時に「自動車重量税」などがあり、他にも、事業内容によって例えば、商品としてたばこを扱えば「たばこ税」、アルコール飲料を扱えば「酒税」、ガソリン等を扱えば「揮発油税」、「地方揮発油税」、「石油ガストax」、「軽油引取税」などが、不動産を取得すれば「消費税(土地は除く。)」はもちろん、「不動産取得税」、「登録免許税」が、その翌年度から毎年「固定資産税」、「都市計画税」がかかりますし、不動産を有償譲渡すれば売却益に対して「所得税」、「住民税」がかかります。

また、従業員を雇っていれば、パート・アルバイト職員であっても「所得税」の「源泉徴収義務」と「住民税」の「特別徴収義務」が、鉱泉浴場の経営者には「入湯税」の、ゴルフ場経営者には「ゴルフ場利用税」の「特別徴収義務」が課されることとなります。

あるいはあなたが個人事業主であれば、国民健康保険税にもかかわることとなるでしょう。

難しそぎてよくわからない

税金やその制度に関して尋ねられると、まるで逃げ口上の常套句かの如く、よく耳にする言葉として「専門家に任せてあるから。」とか「難しそぎてよくわからない。」などと口にしていませんか。

そして、その専門家の指示されたとおりの金額を、ただ漫然と納めていませんか。

専門家からちゃんと報告書(申告書の控えなど)を受け取っていますか?

その報告書の意味や意義の説明を受け、ちゃんと理解していますか?

「事業主」たる「あなた」が、税金に対して「よくわからない」今まで本当に大丈夫ですか?

専門家に任せていること以外で知らず知らずのうちに何らかの義務を怠っていれば、最悪ペナルティを科されるのは、他の誰でもない当事者である「あなた」なのです。

税金の制度は常に変化する

災害復興の財源とするため、または社会経済の多様化に迫られ、あるいは消費税等が8%から10%へ増税されることを受け、はたまた円安による物価上昇を勘案して、などなど理由はさて置き、税金の制度はめまぐるしく、そして激しく変化し続けています。

令和6年1月より改正電帳法が開始されます!

令和3年に改正された電子帳簿保存法では、「電子ファイルで授受した、請求書や領収書等を電子データのまま保存しなければならない。」ことと、「電子データのまま保存する際には、いくつかの要件を満たす必要がある。」ということになります。

令和6年1月から電子ファイルの紙媒体による保存は、禁止されることとなります。令和5年10月から始まったインボイス制度とともに各事業者に対応が求められることとなります。

令和6年度より森林環境税が施行されます!

令和6年6月から住民税と併せて森林環境税が徴収されます。いわゆる東日本大震災による臨時特例法の適用が終了しますので、実質税額の変更はありません(家屋敷課税は減額となります)。

失念しがちな制度・手続き

すべての事業者に対して、帳簿記帳・保存制度(主要簿:仕訳帳・総勘定元帳、補助簿:現金出納帳・預金出納帳・買掛帳・売掛帳・経費帳・固定資産台帳)が義務化されております。

償却資産の申告は、固定資産台帳と整合させて申告してください。(免税点未満でも資産が存在する場合には申告義務が生じます。)公平公正な適正課税に資するためのご協力をお願い致します。

令和6年度償却資産の申告について

町税につきまして、平素格別のご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

償却資産の所有者は、地方税法第383条の規定により令和6年1月1日（賦課期日）現在、草津町内に所在する償却資産について申告していただくことになりますので、必要事項を記載の上、申告期限までに必ず提出してくださるようお願いします。

なお、前年度の課税標準額が少額である方、または電子申告された方については、申告書の送付に代えて案内通知を送付していますので内容をご確認の上、適正に対応してください。

また、地方税ポータルシステム「eLTAX（エルタックス）」を利用し、電子申告することができます。

詳しくは、「eLTAXホームページ（<https://www.eltax.lta.go.jp>）」をご覧ください。

申告期限 令和6年1月31日

申告の方法

○前年度（令和5年度）償却資産申告書を提出された方

令和5年1月2日から令和6年1月1までの間に増加した資産及び減少した資産について申告してください。このとき、必ず固定資産台帳^{＊1}と整合させてください。

なお、増減のない場合でも備考欄に「前年中異動なし」と記載の上、申告してください。このとき、必ず固定資産台帳^{＊1}と整合させてください。

○今年度から新たに償却資産申告書を提出される方

令和6年1月1日現在所有する全資産について申告してください。このとき、必ず固定資産台帳^{＊1}と整合させてください。

○廃業・解散・移転された方

廃業・解散・移転の場合でも、整理の都合上その旨を異動年月日と併せて備考欄へ記載して提出してください。

○提出書類

「償却資産申告書（個人番号又は法人番号を必ず記載してください。）」、「種類別明細書」及び「固定資産台帳の写し^{＊2}」を提出してください。※新規申告または継続申告を問わず、固定資産台帳の写し等の添付にご協力をお願いいたします。

* 1 …固定資産台帳とは、固定資産を、その取得から除売却処分に至るまで、その経緯を個々の資産ごとに管理するための帳簿で、所有するすべての固定資産について、取得年月日・取得価額・耐用年数等を網羅的に記載した法定帳簿（財務諸表）です。（作成方法については、国税庁ホームページ「（令和4年分の）帳簿の記帳のしかた（事業所得者用・不動産所得者用・農業所得者用）（<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/syotoku/r04.htm>）」を参考してください。）その法定保存年限は7年です。

* 2 …個人の場合は、令和4年分の所得税税及び復興特別所得税の確定申告書に添付する青色決算書（または収支内訳書）の「減価償却費の計算」欄の写し（必ず年分・申告者名を補記すること。）でも可能。法人の場合は、必ず、令和6年1月1日時点での固定資産台帳を整理（整備）の上、その写しを提出してください。

償却資産の範囲

申告していただく償却資産は、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産でその減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上損金又は必要な経費に算入されるものをいい、具体的には次のとおりです。

(1) 固定資産に関する帳簿に計上されているすべての資産

(2) 簿外資産で事業の用に供する資産又は供している資産

(3) 遊休・未稼働の資産で事業の用に供する資産

(4) 建設仮勘定で経理中の資産であっても、その一部又は全部が賦課期日までに完成し、事業の用に供しているもの

(5) 資産の所有者が他の者に貸し付けて事業の用に供しているもの

(6) 建物の付属設備〔賃借人が賃借建物に施した付属設備（簡易間仕切・店舗造作等）〕

なお、次の資産は申告の必要はありません。

○無形減価償却資産（漁業権・特許権・営業権等）

○自動車税・軽自動車税の対象となる自動車・軽自動車・原動機付自転車・小型特殊自動車等

○耐用年数1年未満又は取得価額10万円未満の償却資産で、その資産の取得に要した経費の全部が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上一時に損金又は必要な経費に算入されるもの、もしくは取得価格が20万円未満の償却資産で法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上一括して3年間で損金又は必要な経費に算入する方法の対象とされるもの

実地調査について

地方税法第408条の規定に基づき、実地調査を行う場合があります。その際は、帳簿書類・伝票等の確認または提出をお願いする他、現地で資産実物を確認（写真撮影等）させていただきますので、ご協力をお願いします。

その他

(1) 正当な理由がなく申告しない場合、または虚偽の申告をした場合には、地方税法により罰則規定が適用されることがあります。

(2) 該当の資産がない場合でも、事業所把握のために必要となりますので、備考欄に「該当資産なし」と記載の上、申告書のみ（種類別明細書は不要）ご提出いただきますようお願いします。

評価及び固定資産税額について

(1) 評価

申告していただいた資産を一件ずつ計算し、資産の評価額を算出します。これらの合計額が決定価格となり、それを課税標準額として課税されます。課税標準の特例が適用される資産がある場合は、特例による減額後の額が課税標準額となります。

以降、毎年計算を行い、評価額が取得価額の5%になるまで償却します。評価額が取得価額の5%未満になる場合は、5%でとどめます。

(2) 税額について

・税率 1.4%

・税額 土地、家屋、償却資産の課税標準額の合計×税率

・免税点 150万円（償却資産）

課税標準額が150万円未満の場合は課税されませんが、申告書の提出は必要となります。（※ただし、草津町では、課税標準額が一定額未満の場合には、申告書の提出を不要とさせていただいております（個別に通知します）。）

●提出先 群馬県吾妻郡草津町大字草津28番地

●お問い合わせ先 草津町役場 税務課 固定資産税係

●電話 0279-88-7186（直通）

●専用FAX 0279-88-5272（直通）

個人事業者の皆様へ 令和5年分の申告

償却資産の申告をお忘れでは？

税の種類	【自営業・フリーランス】 個人 (自然人)	【企業】 (会社) 法人	管轄	課税庁
所得に対する国税	所得税	従業員の源泉徴収	法人税 地方法人税	税務署 国税
対価を得て行う取引に対する税		消費税 地方消費税		
事業そのものに対する税	個人事業税	法人事業税 特別法人事業税【国税】	自動車税 県税事務所	道府県税
所得に対する地方税	個人 住民税 (*1)	従業員の特別徴収	法人 道府県民税 法人 市町村民税	市役所 市町 村役場 地方税
償却資産に対する税	償却資産税(*2)			
事業所税	指定都市等のみ			

手続き	期限
「令和5年分 紙と所得の源泉徴収票」等を従業員に交付し、税務署に提出する 併せて「令和6年度 紙と支払報告書」を市役所・町村役場に提出する。	令和6年1月31日 令和6年1月31日
「令和6年度 債却資産申告書」を市役所・町村役場に提出する。	令和6年1月31日
「令和5年分 所得税及び復興特別所得税の確定申告書」を税務署に提出する。(注)	令和6年3月15日
令和3年分の課税売上高等が1千万円以上、又は、令和5年中に適格請求書発行事業者だった場合、「自R05.01.01-至R05.12.31 消費税及び地方消費税の確定申告書」を税務署に提出する。	令和6年4月1日
「法人税・地方法人税の確定(*3)申告書」を税務署に提出する。	決算後2ヶ月以内
「(法人)道府県民税・(法人)事業税・特別法人事業税の確定(*3)申告書」を県税事務所に提出する。	決算後2ヶ月以内
「(法人)市町村民税の確定(*3)申告書」を市役所・町村役場に提出する。	決算後2ヶ月以内

(*) 住民税とは、市町村民税及び道府県民税の通称です。 / (*) 債却資産税とは、債却資産を課税客体とする固定資産税の通称です。固定資産税の課税客体には土地・建物・債却資産があり、都市計画税のそれは土地・建物です。 / (*) 確定申告の他に、中間申告、予定申告などがあります。

(注)【12月号p6訂正】「令和5年分 所得税及び復興特別所得税の確定申告書」の提出期限を上表のとおり訂正します。

令和5年分の確定申告相談会について (完全予約制のお知らせ)

草津町で受付する令和5年分の所得税確定申告並びに令和6年度町県民税の申告については、昨年と同様事前予約制となります。当日受付は行いませんのでご注意ください。

※例年3月に入ると込み合いますので、余裕をもって2月中の相談をお勧めします。

○申告相談の事前予約について

令和6年1月15日(月)から原則電話にて受付開始をします。

※受付時間は、8時30分～17時15分(土日祝日を除く。)

○申告相談期間

令和6年2月16日(金)～3月15日(金)

※土日祝日を除く。

(午前の部) 9時00分～11時30分

(午後の部) 13時00分～16時00分

※1人あたり30分程度を目安に上記の時間内で調整させていただきます。

○申告相談会場 草津町役場 4階 大会議室にて

○事前予約から申告受付までの流れ

1. 草津町役場税務課 (0279-88-7186) へ電話をしてください。
2. 予約希望日や申告の概要を伺います。(所得の種類など)
3. 空き状況を確認し、予約を確定します。※相談を担当する職員の指定はできません。
4. 事前予約をした日程で、予約時間の10分前までに申告会場へお越しください。(申告会場での混雑を避けるため、予約時間の10分以上前に来場されても申告会場内には入れませんのでご注意ください。)

○事前に作成が必要な書類

- ・事業・不動産所得がある人→収支内訳書 (または同等の帳簿)
- ・医療費控除を受ける人→医療費控除の明細書

※確定申告関係の書類については、国税庁ホームページ

ジに掲載されていますので、事前に取得の上、当日前までに作成をしてください。(税務課窓口でも1月下旬以降にお渡しできます。)

上記書類が作成されていない場合には、受付できませんのでご注意ください。

○受付できる申告

- ・年末調整をされていない方
- ・年末調整漏れの控除がある方
- ・公的年金収入のみの方で、所得控除を受けたい方
- ・営業、農業など事業所得*のある方 (青色申告を除く)
- ・地代や家賃収入の不動産所得がある方 (青色申告を除く)
- ・年末調整済みの給与以外の所得が20万円を超える方。(住民税申告は20万円以下も必要です)
- ・2か所以上から給与を受けており、主な給与以外の給与収入が、20万円を超える方。

※事業所得として、他の所得と損益通算をする場合には事業と認められるかどうかを個別に判断することになります。基準の目安として年間売上300万超で記帳・帳簿書類の有無が一つの目安になります。

○受付できない申告 (中之条税務署の確定申告会場で申告してください。)

- ・贈与税・相続税・準確定申告
- ・土地、家屋、株式等などの譲渡所得の申告
- ・初年度の住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)の申告
- ・青色申告、損失申告
- ・令和4年分以前の申告(修正申告・更正の請求を含む)
- ・その他特殊なもの

※その他、申告内容によっては、電話予約の際に中之条税務署での申告をご案内することがあります。

○その他

- ・スマートフォンやパソコンを使ってご自宅でも確定申告ができますので、できる限りご活用いただけますようお願いいたします。(申告方法等については、国税庁のホームページをご確認ください。)

お問い合わせ先 草津町役場 税務課 TEL: 0279-88-7186 (直通)

カセットガスボンベの捨て方について

寒い季節になり、カセットボンベを使用する機会が多くなると思います。使用後に捨てる際には、必ず使い切ってから「もえないごみ」として出してください。ガスが残っていると収集時に火災や爆発が起きる危険性があります。みなさまのご協力をお願いいたします。

お問い合わせ先

草津町クリーンセンター(生活環境課) TEL.0279-88-2407



確定申告（住民税申告）の要否について

○公的年金受給者の確定申告（住民税申告）

公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下※で、公的年金等に係る雑所得以外の所得が20万円以下の場合には、所得税の確定申告は必要ありません。（確定申告不要制度）

※その公的年金等の全てが源泉徴収の対象となる場合に限ります。

◇上記の場合であっても、所得税の還付を受けるための確定申告を提出することができます。

◇確定申告をされないかたの場合、「公的年金等の源泉徴収票」の内容をもとに住民税を算定することになります。各種控除の追加や訂正がある場合には、住民税申告書の提出が必要です。

○給与所得者の確定申告（住民税申告）

給与所得がある多くの方は、年末調整により所得税が精算されるため、確定申告は不要（住民税申告も不要）です。ただし、給与所得者の方でも、確定申告をしなければならない場合や確定申告をすると源泉徴収された所得税が還付される場合があります。

なお、所得税の確定申告を行った方は、住民税申告は不要です。

◆確定申告が必要な方

- ・給与収入が2,000万円を超える方
- ・給与を1ヵ所から受けていて、かつ、その他の所得の合計額が20万円を超える方（20万円以下の場合には住民税の申告が必要です。）
- ・給与を2ヵ所以上から受けていて、年末調整をされなかった給与の収入金額と、各種の所得金額の合計額が20万円を超える方（20万円以下の場合には住民税の申告が必要です。）

なお、給与収入の合計額から、所得控除の合計額（雑損控除、医療費控除、寄付金控除及び基礎控除を除く）を差し引いた残りの金額が150万円以下で、さらに各種の所得金額の合計額が20万円以下の方は、確定申告は不要です。（住民税の申告が必要です。）

◆確定申告で所得税が還付される方

- ・医療費控除の適用を受ける方。
- ・（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の適用を受ける方。
- ・年の中途中で退職した後就職しなかった（年末調整を受けなかった）方など。

より詳しい内容については、国税庁ホームページ（<http://www.nta.go.jp>）をご覧ください。

自筆証書遺言書保管制度・相続登記の 申請義務化に関する説明会

日程 令和5年12月から令和6年3月まで毎月2日間

時間 10:00～11:00（各日1回）

会場 前橋地方法務局（本局）・高崎支局・桐生支局・伊勢崎支局・太田支局・沼田支局・富岡支局・中之条支局（ウェブ会議システムで本局から各支局に中継します。）

事前予約制 参加先の法務局へ電話でお申し込みください。

詳しくは、前橋地方法務局ホームページ又は参加先の法務局へお問い合わせください。

お問合せ

前橋地方法務局中之条支局 Tel.0279-75-3037



令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化されます。

令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化され、相続（遺言含む。）により不動産（土地や家屋）を取得した相続人は、その不動産の取得を知った日から3年以内に相続登記の申請をしなければならないこととされました。

相続された方は、今のうちから不動産の相続登記を済ませておきましょう。詳しくは、法務省ホームページ（「法務省 所有者不明」で検索）で確認できます。

お問合せ

前橋地方法務局 不動産登記部門 Tel.027-221-4466（代表）

前橋地方法務局 中之条支局 Tel.0279-75-3037



確定申告には、ご自身のスマホ・パソコンから国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」を利用するe-Taxが便利です。

確定申告会場に出向かずご自宅から確定申告ができますので、ぜひe-Taxをご利用ください。

【確定申告などに関するお問合せ】

国税庁ホームページ「確定申告特集」をご利用ください。

【e-Tax・作成コーナーの操作などに関するお問合せ】

「e-Tax・作成コーナーヘルプデスク」0570-01-5901 (全国一律料金)

受付時間 平日9:00~17:00 (土日祝日及び12/29~1/3を除く)

【国税相談専用ダイヤル】

国税庁ホームページで解決しない場合には、電話相談をご利用ください。

「電話相談センター」0570-00-5901 (全国一律料金)

受付時間 平日8:30~17:00 (土日祝日及び12/29~1/3を除く)



音声案内に沿って、「0」確定申告を選択します。

所得税・個人消費税・贈与税の確定申告会場を次のとおり開設いたします。

■会場 中之条税務署 1階会議室

■期間 令和6年2月16日(金)から3月15日(金)まで

土、日及び祝日を除きます。

譲渡所得及び贈与税の申告相談等については、下記の相談日において、申告相談を受け付けております。

2月の相談日…1日(木)、7日(水)、14日(水)、20日(火)、22日(木)、26日(月)、28日(水)

3月の相談日…1日(金)、5日(火)、7日(木)、11日(月)、13日(水)、14日(木)、15日(金)

■時間 相談受付：午前8時30分から午後4時まで

相談開始：午前9時から ※正午から1時間は昼休みです。

○確定申告会場の入場には、次の方法により発行される入場整理券が必要です。

①国税庁LINE公式アカウントを通じたオンラインでの事前発行

②各会場で当日配付 (配付状況により、相談受付を終了する場合がありますので、オンラインでの入場整理券の事前発行をおすすめします。)



国税庁LINE
公式アカウント

※確定申告会場では、スマホ申告を基本とした相談体制としております。

※マイナンバーカードを利用して申告する場合は、併せてパスワード (①数字4桁及び②英数字6~16桁) が分かるようにしてお越しください。

※必要書類が不足する場合には、確定申告ができません。事前に国税庁ホームページなどで必要書類をご確認の上、お越しください。

【確定申告書等を郵送される方へ】

確定申告書等を郵送により提出される場合は、下記の送付先「関東信越国税局業務センター前橋分室」宛への郵送をお願いします。

【送付先】郵便番号371-8587 関東信越国税局業務センター前橋分室

※郵便番号と宛名を記載してください。住所の記載は不要です。

【個人事業者の方へ】

令和5年分の確定申告分から、帳簿を作成・保存する義務のある事業者の方について、売上げに関する帳簿を保存していなかったことや帳簿の売上げについての記載が不十分であったことが税務調査において把握された場合には、申告漏れ等に対して通常課される加算税の割合が最大10%加重される措置が講じられます。

なお、草津町は税務調査の重点区域です。

納税者の皆様の適正な記帳と帳簿に基づく正しい申告をお願いします。

【お問い合わせ先】中之条税務署 0279-75-3355 (代表)

※音声案内が流れましたら、「2」を選択してください。

個人事業者の記帳・帳簿等の保存制度や、
加算税の加重措置に関するQ&Aについて
は、国税庁ホームページをご覧ください。



重度心身障害者・高齢重度障害者の 福祉医療受給者証をお持ちのみなさまへ

受給資格者証の更新時に所得判定を行うため、
令和5年分の所得申告（世帯全員分）をお願いします。

【毎年のスケジュールについて】

7月上旬 所得判定→7月中旬 更新のご案内発送→7月末 交付手続き

【所得申告について】

上記までに世帯全員の所得を把握できない場合、資格更新ができません。

『確定申告』（毎年2月頃）または『住民税申告』（役場 税務課で随時受付）が必要です。

なお、障害年金や遺族年金等の非課税年金を受給されている方についても、毎年の申告をお願いいたします。

【概要】

○所得の確認対象：受給資格対象者本人及び同居する配偶者・扶養義務者

○対象所得：給与所得・譲渡所得・不動産所得・雑所得（年金）等

（障害年金、遺族年金などの非課税所得は対象外です）

【所得制限基準額及び収入額の目安等】

（単位：円）

扶養親族等の数	受給資格者本人		配偶者又は扶養義務者の所得額	
	所得制限基準額	収入額の目安	所得制限基準額	収入額の目安
0人	3,604,000	約5,180,000	6,287,000	約8,319,000
1人	3,984,000	約5,656,000	6,536,000	約8,586,000
2人	4,364,000	約6,132,000	6,749,000	約8,799,000
3人	4,744,000	約6,604,000	6,962,000	約9,012,000

※対象所得が、所得制限基準額を超過する場合（配偶者等は以上の場合）、助成対象外です。

※扶養親族等の数は、税法上実際に扶養している人の数です。

※収入額の目安は、給与所得者を例とした額です。

※所得制限基準額は、特別障害者手当に準拠しているため、制度改正により変更となる場合があります。

○お問い合わせ先

草津町役場 福祉課 福祉医療係 電話：0279-88-7189

群馬県国保援護課保険・福祉医療係 電話：027-226-2677

※なお、個人の収入に関するお問い合わせにはお答えできませんのでご了承ください。



『群馬県HP』
重度心身障害者医
療費助成に関する
改正について

～群馬県内で適用される最低賃金はすべて改正されました～

確認しよう、最低賃金！

群馬県最低賃金 (地域別最低賃金)		1時間 935円	発行日 令和5年10月5日
最低 特 定 金	【製鋼・鉄素形材製造業最低賃金】	1時間 1,017円	発行日 令和5年12月29日
	【一般機械器具製造業最低賃金】	1時間 1,006円	
	【電気機械器具製造業最低賃金】	1時間 1,006円	
	【輸送用機械器具製造業最低賃金】	1時間 1,006円	

※最低賃金は時間額で定められており、群馬県内のすべての労働者とその使用者に適用されます。

詳しくは、群馬労働局労働基準部賃金室（TEL:027-896-4737）又は県内の最寄りの労働基準監督署へお問い合わせください。

群馬労働局URL：<https://jsite.mhlw.go.jp/gunma-rooudoukyoku/home.html>

※中小企業・小規模事業者の方の賃金引上げ等を支援する助成金もご活用ください。

○業務改善助成金 問い合わせ先：業務改善助成金センター TEL：0120-366-440

申 請 先：雇用環境・均等室（前橋市大手町2-3-1 前橋地方合同庁舎8階）

草津町住民税非課税世帯への 価格高騰重点支援給付金（追加給付） のご案内

受給には手続きが必要です

- 草津町住民税非課税世帯への価格高騰重点支援給付金（追加給付・1世帯あたり7万円）は、住民税均等割非課税世帯を支援する給付金です。
- 給付金を受給するためには、手続きが必要です。

■ 給付金の支給額

1世帯あたり 7 万円

■ 給付金の支給時期

草津町が確認書または申請書を受理し、確認作業を行った後、随時支給します。

■ 支給対象と申請の有無

支給対象となり得る世帯

令和5年12月1日時点で「草津町に住民登録のある世帯」

かつ

世帯全員の令和5年度「住民税均等割が非課税の世帯」

対象となり得る世帯には草津町役場から確認書が届きます（要返送）
※ただし令和5年度住民税未申告の方等がいる世帯については申請が必要となります

返送・申請は令和6年3月25日(月)までに!!

詳しくは次頁へ

支給手続きや支給要件の詳細は次頁をご確認ください。

■ 給付金の支給手続き (手続きは令和6年3月25日までに!)

I 令和5年度住民税(均等割)が非課税の世帯

世帯の全ての方が、令和5年1月1日以前から現住所にお住まいの場合

●対象となり得る世帯には、草津町役場から、給付内容や確認事項が書かれた確認書が届きます。

●中身を確認して、草津町役場に返信してください。

【確認事項】

①記載された給付金振り込み口座番号に誤りがないか

②住民税が課税されている方の扶養親族のみの世帯ではないこと (※)

※ (例) 親(課税)に扶養されている大学生(非課税)の単身世帯や、子(課税)に扶養されている両親の世帯(非課税)は支給対象外となります。



II 令和5年度住民税が未申告の方を含む世帯

給付金を受け取るには、申請が必要です。



世帯の全ての方が、令和5年1月1日以前から現住所にお住まいの場合

●草津町役場にて令和5年度住民税の申告をしてください。

(申告に関するお問い合わせは草津町役場税務課へ TEL: 0279-88-7186)

世帯の中に、令和5年1月2日以降に転入(未申告の方)した方がいる場合

●令和5年1月1日時点での住所地の市町村にて申告をしてください。

(申告に関するお問い合わせは令和5年1月1日時点での住所地の住民税担当にお問い合わせください)

●申請の際は令和5年度住民税非課税証明書を添付してください。

※詳細については草津町役場福祉課へお問い合わせください。(TEL: 0279-88-7189)



「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください!



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

※この給付金は所得税等を課されません。また、差し押さえる事はできません。

根拠法令: 物価高騰対策給付金に係る差押禁止等に関する法律(令和5年法律第81号)

給付金に関するお問い合わせは
草津町役場 愛町部 福祉課

☎0279-88-7189

受付時間 平日 8:30~17:15

証明書のコンビニ交付が始まりました！

コンビニ交付サービスについて

- マイナンバーカードをお持ちの方は、全国のコンビニエンスストア等に設置されているキオスク端末（マルチコピー機）をご自身で操作していただくことで住民票等（下記一覧表）を取得できます。
早朝、夜間や休日などでも証明書が取得できます。
ぜひ、ご利用ください。

※コンビニ交付サービスについては、詳しくは<https://www.lg-waps.go.jp>＜外部リンク＞をご覧ください。



令和5年12月20日(水)
から始まりました。

取得できる証明書と交付手数料

(一覧表)

取得できる証明書	取得できる方	交付手数料	備考
住民票の写し	本人及び同一世帯の方	300円	除票及び住民票コード入りは取得できません。
印鑑登録証明書	本人のみ（印鑑登録している方）	300円	草津町に印鑑登録されている方のみ
所得証明書	本人のみ	300円	証明書の年度の賦課期日（1月1日）に草津町に住所を有する方で、所得等の情報がある方。
課税（非）証明書	本人のみ	300円	



※コンビニ交付で取得できない上記以外の各種証明書は、役場窓口や郵便請求にて交付します。

利用できる方

草津町に住民登録をされている方で、利用者証明電子証明書を格納したマイナンバーカードをお持ちの方

利用できる店舗

全国のセブンイレブン、ローソン、ファミリーマート、ミニストップなど約5万6千店舗

※キオスク端末（マルチコピー機）を設置している店舗でご利用いただけます。

利用方法

- マイナンバーカードをお持ちになり、利用できる店舗に行く。
- キオスク端末（マルチコピー機）の画面内にある「行政サービス」を選択する。
- マイナンバーカードをセットする。
- 暗証番号4桁を入力する。
(1) 暗証番号は、マイナンバーカード交付時に設定した利用者証明用電子証明書。
(2) 暗証番号の入力を3回誤ったときは、役場住民課窓口で再設定の手続きが必要です。
- 必要な証明書、必要事項、枚数等を選択する。
- 手数料を入金する。
- 証明書を受け取る。※マイナンバーカードの取り忘れにご注意ください。



お休みや夜間、さらに休日でも、
自分の都合にあわせて取得できます。
※サービス提供時間：6:30～23:00
(12/29～1/3を除く)

注意事項

- 利用できるのは、マイナンバーカードをお持ちの本人のみです。
- マイナンバーカードの交付当日は利用できません。翌日から利用可能となります。
- 役場窓口で印鑑証明書を取得するときは、これまでどおり印鑑登録証明証（手帳）の提示が必要です。



問い合わせ先

〒377-1792

群馬県吾妻郡草津町大字草津28番地
草津町役場 住民課

☎0279-88-7192 (直通)

草津町保護司会 からのお知らせ

○令和5年11月17日に第68回群馬県更生保護大会が約700名の参加者により安中市文化センターにて行われ、式典で次のとおり草津町保護司会関係者が表彰等を受賞されました。

草津町保護司会としては更生保護事業に対する一層の士気の高揚を図り、安全で安心な地域を目指し、活動してまいります。

○法務大臣表彰

中澤 映子 保護司

○前橋保護観察所長表彰

荒木 彰彦 保護司

○社会を明るくする運動前橋保護観察所長感謝状

株式会社夢花 様

○群馬県就労支援事業者機構会長表彰

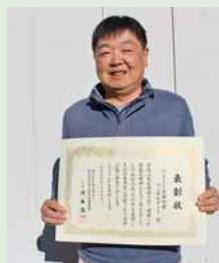
やまもと労務管理コンサルタント 様



中澤映子保護司（前列左から3番目）と吾妻保護区関係者の皆さん



株式会社夢花の皆様



やまもと労務管理コンサルタント 様

○令和5年11月21日に草津町保護司会と草津町更生保護女性会にて合同研修会を開催しました。

研修会の内容としては、社会を明るくする運動への取り組みや日頃の活動状況についての意見交換会を実施いたしました。

これからもより効果的に連携を行い、明るい地域社会を目指して活動してまいります。

100歳おめでとうございます！

12月に100歳を迎えた、高橋たきさんと北野貞晴さんのご長寿を慶祝し、草津町より記念品を贈呈させていただきました。

一世紀の人生を歩まれた大正12年生まれのお二方は、背筋をピシッと伸ばし、しっかりととした眼差しで、町長から慶祝状をお受け取りになりました。

これからも健康に留意され、お元気に過ごされますようご祈念いたします。



高橋たきさん 町長・町社会福祉協議会会長がご自宅を訪問させていただきました。



北野貞晴さん 栗生楽泉園 園長・職員の皆様がくす玉をご用意くださいました。

不用のランドセル、回収します!!

草津温泉婦人会ではSDGs事業の一環として、ランドセルの回収活動を行います。ご家庭に、不用になっているランドセル（破損していないもの）及び使用していない文房具等がありましたらご提供ください。海外途上国に送付して、再利用させていただきます。

回収期日：令和6年2月5日(月)～9日(金) 午前9時～午後4時まで

回収場所：草津町社会福祉協議会

＜問い合わせ先＞ 草津町社会福祉協議会 地域福祉担当 (☎0279-88-1050)



こんにちは 地域包括支援センターだより

皆様、明けましておめでとうございます。今年もよろしくお願ひいたします。

今月号は新年に気を付けたい「特殊詐欺」についてお伝えします。

謹賀新年



特殊詐欺とは？

犯人が電話やハガキ（封書）などで親族や公共機関の職員などを名乗り被害者を信じ込ませ現金やキャッシュカードをだまし取ったり、医療費の還付金を受け取れるなどと言いATMを操作させ犯人の口座に送金させたりする犯罪の事です。

近年増加している特殊詐欺の手口



○オレオレ詐欺

親族等を名乗り「小切手の入った鞄を置き忘れた。」「事故をしてしまった。」などと
言って現金をだまし取る（脅し取る）手口です。

○還付金詐欺

医療費や税金、保険料などについて「還付金があるため手続きをしてください」などの内容で被害者
にATMを操作させ被害者の口座から犯人の口座に送金させる手口です。

○キャッシュカード詐欺

警察官や銀行の職員などを名乗り「キャッシュカードが不正に利用されている。利用停止の手続きが
必要。」などの内容でキャッシュカードを準備させキャッシュカードをだまし取る手口です。



特殊詐欺の件数は令和2年より増加傾向であり、また**被害者の約9割が65歳以上**となっている現状です。

年末年始はお金を取り扱うことも多い時期なため被害が増えると言わ
れています。

特に還付金詐欺やキャッシュカード詐欺盗には注意してください！

ATMで還付金は受け取れません！

警察や銀行職員等はキャッシュカードを預かる事はありません！



不審な電話やハガキ等が来ましたら一度警察等に相談しましょう！

また草津町では草津町に住所がある65歳以上の方、またその方と同じ世帯の方に
対して「特殊詐欺被害防止機能付き電話機購入費補助」を行っております。ご相談
ください。



生活や介護のこと等、お気軽にご相談ください(^^)/
草津町地域包括支援センター 担当：遠藤 0279-88-0294

次回相談開催日のご案内

【人権・行政相談】

開催日：1月25日(木)

時 間：10時30分～14時30分

場 所：役場4階 第1委員会室

※予約は必要ありません!!お気軽にご相談ください。

【無料法律相談】

開催日：1月26日(金)

時 間：14時00分～17時00分

場 所：役場4階 第1委員会室

※相談時間はお一人30分で、予約が必要です。

- 両相談ともに、草津町に居住している方、もしくは勤務先が草津町である方等が対象となります。
- ご予約・不明な点等については、総務課（TEL.0279-88-0001）へご連絡ください。

今月の町長

黒岩町長が12月1日から31日の間に出席した行事の一部をお知らせします。

12月

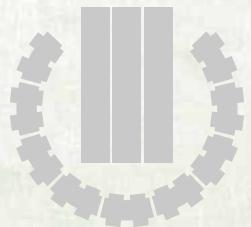
- | | |
|---------|---------------------------|
| 1日 | 西吾妻セーフティーアドバイス |
| 4日～8日 | 12月定例議会 |
| 11日 | ぐんま八社会意見交換会 |
| 12日 | 中之条税務署長来庁 |
| 13日 | ベルツこども園発表会 |
| | 草津温泉スキー場安全祈願式典 |
| | 「パルスゴンドラ天狗」並びに「クリスタル天」竣工式 |
| 15日～16日 | 湯けむりフォーラム2023 |
| 20日 | 草津町・山之内町広域宣伝協議会 |
| 21日 | 草津町遭難救助隊 総会 |
| 26日 | 群馬県消防協会吾妻支部歳末夜警激励式 |
| 27日 | 百歳慶祝訪問 |
| | 百歳慶祝訪問 |
| | 群馬県消防協会吾妻支部歳末夜警激励式 |



セーフティーアドバイス



パルスゴンドラ天狗・クリスタル天竣工式



vol.79

ヘルスメイトの自慢料理

カラフル雑炊

「草津町食生活改善推進協議会レシピ集」より



材料 (4人分)

パックごはん	180g × 2個	卵	2個
ひじき入りサラダ豆		きざみねぎ	少々
.....	125g × 2袋		
ミックスベジタブル (冷凍)			
.....	270g	* 昆布茶	大さじ2
		水	700～800ml

作り方

- 1 水に昆布茶を入れ、一煮立ちしたらごはんを入れてほぐす。
- 2 サラダ豆とお湯で戻したミックスベジタブルを入れて煮る。
- 3 火を止める前に溶き卵・きざみねぎを入れ、よくかき混ぜる。



コメシト

好みで、少し煮詰めたおじやも美味しいです。



1人分の栄養成分

エネルギー	たんぱく質	脂質	炭水化物	食塩相当量
329kcal	15.1g	5.9g	54.5g	2.3g

Information

お知らせ

吾妻行政県税事務所（中之条町合同
庁舎1階）
詳しく述べは、お問い合わせください。

△お問い合わせ先

申請・手続方法

吾妻行政県税事務所

TEL 0279・75・3300

県庁税務課

TEL 027・226・2192

吾妻農業事務所

TEL 0279・75・2311

吾妻農業事務所

TEL 0279・75・2311

県庁技術支援課

TEL 027・226・3061

※令和6年度に免税軽油に係る制度改

正があり、運用方法に変更が生じる

場合がございます。それに伴い、来

年度使用分の免税証は、4月以降の

配布を予定しておりますので、御承

知おきください。

◆手続き

1 あらかじめ県知事に「免税軽油使用者証」と「免税証」の交付申請を行います。

※申請には「耕作証明書」や使用する農業用機械の確認書類が必要です。

2 交付された「免税証」を、給油の際に軽油販売業者に提出し、免税軽油を購入・使用します。

3 使用後、伝票や領収書などとともに、数量などを報告します。

◆免除の対象

ほ場の耕うん、栽培管理等、農作業において、農業用機械に使用する軽油です。

農業用免税軽油の申請手続の集中受付期間が始まります

軽油に課される軽油引取税（32・1円／㍑）は、農業用に使用する場合など、あらかじめ手続きを行うことで免除されます。

◆ご返済期間 18年以内
◆HP 「国の教育ローン」で検索
またはTEL 03・5321・8656
教育ローンコールセンター
(ナビダイヤル)
TEL 0570・008656

※母子家庭の方などは年1・85%
(令和5年10月10日現在)

お客様より、水道水がぬるい、温水が熱くならないといったご連絡をいただくことがあります。

原因といたしましては、洗濯機や食洗機などの混合水栓を使用後に、水道水・温水両方の蛇口を開けたままにしておくと、水道水・温水が逆流する可能性がございます。

使用後は、その都度蛇口を閉めていただく等ご確認、ご協力を願いいたします。

質問等ございましたら、左記にご連絡をお願いします。

◆お問い合わせ先

草津町役場 温泉課
TEL 0279・88・7182

節水にご協力を!

草津町では、冬から春にかけての渇水期に観光関連の水需要増大が重なり、例年水不足となる傾向にあります。

今後の観光関連の水需要の高まりを考慮すると水が不足する可能性があります。

皆様には積極的な節水にご協力を願いいたします。

一般的な節水方法

- ・シャワー、歯磨き、洗顔、食器洗いは、こまめに蛇口を止める。
- ・お風呂の残り湯は、捨てずに再利用する。
- ・洗濯機のすすぎを1回にする。



【一人ひとりの心がけが
大きな節水につながります。】

漏水と思われる流れ等を発見したら、下記に連絡をお願いします。

草津町役場 上下水道課 TEL 88-7183

Topics トピックス

みんなの活躍をお伝えするページ

令和5年度 群馬県柔道連盟形競技会

開催日 11月23日(木・祝)

場所 ぐんま武道館

投げの形 取り 佐藤 壱成 受け 斎藤 琉偉

昨年に引き続き小中合わせて最高得点を獲得し優秀賞をいただきました。



第42回宮崎杯剣道大会

開催日 令和5年11月26日(日)

会場 嬌恋高校体育館

◎成績

小学生低学年の部

第3位 吉田 晴紀

一般女子の部

優勝 横山 愛乃

小学生高学年の部

第3位 小池 悠人

一般男子の部

第3位 米 淳雄

中学生男子の部

優勝 米 浩孝



第47回 群馬県小学生総合体育大会

開催日 12月3日(日)

場所 ぐんま武道館

群馬県内・男女225名が参加。

草津練心館柔道スポーツ少年団からは5名が参加。

4年男子軽量級 準優勝 佐藤 勇也

6年男子軽量級 準優勝 佐藤 壱成

中量級 優勝 斎藤 琉偉

女子軽量級 準優勝 木村 莉麻 (六合小)





ベルツこども園

先月行われた発表会の様子をお伝えいたします。(総練習の画像です。)
子ども達は笑顔いっぱいで堂々と舞台に立ち、練習以上の姿を見せてくれました。一人ひとりの成長した姿を見てもらう事が出来て本当に良かったです！



0・1歳児



手遊び「トントントントンアンパンマン」



ゆうぎ「おやつをたべよ。」

2歳児



うた「ゴリラのおんがくかい」



ゆうぎ「てんとう虫のサンバ」



3歳児



ダンス「にゃんパラ☆ダンス」



歌・楽器遊び「おひさまになりたい」

4歳児



ダンス「キューイーハニー」

合奏・ピアニカ・歌
「ハッピーチルドレン」「かえるのうた」「切手のないおくりもの」

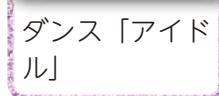


ゆうぎ「江戸火消しこ組出動」

5歳児1組



合奏・ハンドベル・歌
「ウインター・ワンダーランド」「ジングルベル」「赤鼻のトナカイ」「ぼくらのスマイル」



ダンス「アイドル」

5歳児2組



遊戯「ダイナミック琉球」

ピアニカ・歌・合奏「きらきら星」「あしたははれる」「みんな友だち」



5歳児 劇



めろん1組「おおかみとハひきの子ヤギ」



めろん2組「十二支のおはなし」

1月15日から2月9日までの予定

- 1月15日(月) 身体測定
- 3学期始業式(1号該当園児)
- 17日(水) 幼児交通安全教室(年長児)
- 23日(火) 一日入園
- 25日(木) 誕生会
- 2月1日(木) 避難訓練
- 2日(金) 豆まき



生涯学習だより 1月号

令和5年冬の青少年健全育成運動

1 趣旨

青少年の健全育成と非行防止を図るため、令和5年青少年健全育成運動を実施します。

2 實施機関・団体

群馬県・群馬県教育委員会・群馬県警察本部・草津町・草津町教育委員会・群馬県青少年育成推進会議・草津町青少年育成推進委員会

3 實施期間

令和5年12月15日～令和6年1月31日

4 推進目標

県民総ぐるみで次代を担う子どもたちの健全育成に取り組もう

・「おせのかみさま県民運動」を推進し、地域と家庭で子どもたちの安全・

安心なインターネット利用を考えよう

今月の俳句

寒の星 赤城の風になほ尖る



季語は寒の星です。赤城嵐が前橋の街を吹き荒れ夜空の星も風に研ぎ澄まされて弾けるように尖ります。この句の眼目は何と言つてもなほ尖るです。星が尖つてきらきらと輝いている光景が目に浮かびます。

水出喜雨

(評) 北原 東洋男

悪口投稿やアカウントの不正利用などは犯罪です

インターネット上の、他人への誹謗中傷は刑法の脅迫罪や侮辱罪、名誉毀損罪に、ネットゲームのアカウントを無断使用したり、ゲーム仲間からデータを不正入手することなどは不正アクセス禁止法違反に該当します。「みんなもやっている」や「魔が差した」は許されません。

例えば…

○同じクラスのA君、最近頗りやかでクラスの中心になっている→調子に乗っているから、A君のSNSコメント欄に「最近ムカつく。明日の放課後、聞かちする」と冗談で匿名投稿。

脅迫罪⇒2年以下の懲役又は30万円以下の罰金

○ネットゲームが得意なB君、譲金しているのか強いキャラやアイテムばかりで羨ましい。パスワードを聞いたことあるから、内緒でログインして、自分のアカウントに変えてしまおう。

不正アクセス禁止法違反⇒3年以下の懲役又は100万円以下の罰金

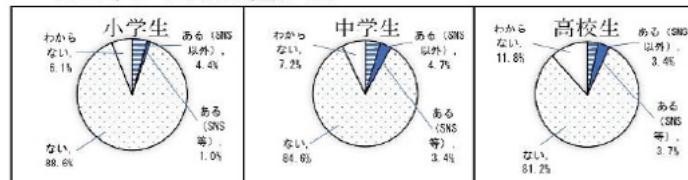


インターネットの人権侵害トラブルが高止まりしています！



○ R4ネット上の人権侵害事件は、1,721件とここ数年高止まりしており、社会問題化しています。
○ プロバイダ等に削除要請をした件数は533件で前年から134件増加しています。(前年は399件)

SNS等でいじめられた経験がある



○「SNS等被害」は、学年が上がるごとに増加

か きこまない(悪口) & ま もる(ルール)

インターネットやSNSは、気軽にコミュニケーションの輪を広げる便利なツールです。しかし、匿名で不特定多数に向けて個人や団体の誹謗中傷を投稿・配信したり、他人の悪口を再投稿、無責任な噂やプライバシー情報の拡散など、深く考えずにした行動が、人権侵害となる恐れがあります。

県内でも、中学生が趣味について、過激発言をするユーチューバーの言い回しをそのまま自身のSNSアカウントで引用し、企業名を入れて投稿をしたところ、脅迫事案として問題となつたこともあります。

そのほか、SNSグループへ簡単な気持ちで書き込んだ投稿が、自分の意図とは違う解釈をされて、グループ内で炎上したり、ネット上のいじめに発展することもあるのです。

また、SNSやネットゲームのID、パスワードを他人にチャットやDMでのやりとりで教えてしまったり、保護者の古いスマートフォンにクレジットカード情報が紐付いたまま青少年が使用し、情報流出や過剰課金、不正アクセスに悪用され多額の金銭被害を受けた事例もあります。学校や家庭でインターネットを使用するルールやモラルを継続的に話し合い、正しい利用や情報管理を心掛けるようにしましょう。

SNSでの悪口や誹謗中傷で問題を起こしやすいのは、匿名と安易に考え、相手の気持ちを思いやる配慮が欠けるためと思われます。実生活では発言に責任が求められることと同じで、ネットでも隠匿は禁り、投稿者は特定されて責任を問われるごとを認識しなくてはなりません。自分の発言や投稿に対する責任感を持つこと、ネットの情報が事実に基づくのかフェクトチェックも意識しましょう。

インターネット覚えてほしい7つのルール

か きこまない(悪口)	おくれない(写真)
ま もる(ルール)	ぜったいあわない
か きこまない(悪口など)	の せない(個人情報)
み ない(有害サイト)	か さがない(出会い)
さ がさない(出会い)	ま もる(ルール)



The Spakusatsu
Gunma

2024年も
よろしくお願ひ
します！



トップチームは、2024シーズンは2月下旬開幕です。

【2023明治安田生命J2リーグ最終順位と昇降格】

順位	チーム名	勝点	(2023年の昇格・降格)
J1 18位	横浜FC	—	J1より降格
1	FC町田ゼルビア	87	
2	ジュビロ磐田	75	
3	東京ヴェルディ	75	J1へ昇格
4	清水エスパルス	74	
5	モンテディオ山形	67	
6	ジェフユナイテッド千葉	67	
7	V・ファーレン長崎	65	
8	ヴァンフォーレ甲府	64	
9	大分トリニータ	62	
10	ファジアーノ岡山	58	
11	ザスパクサツ群馬	57	
12	藤枝MYFC	52	
13	ブラウブリッツ秋田	51	
14	ロアッソ熊本	49	
15	徳島ヴォルティス	49	
16	ベガルタ仙台	48	
17	水戸ホーリーホック	47	
18	いわきFC	47	
19	栃木SC	44	
20	レノファ山口FC	44	
21	大宮アルディージャ	39	J3へ降格
22	ツエーゲン金沢	35	
J3 1位	愛媛FC	—	J3から昇格
2位	鹿児島ユナイテッドFC	—	

2023/12/2(土)・3(日)に、『J1昇格プレーオフ』、『J1』、『J3』の全日程が終了し、2024年のJ2を戦う20チームが決まりました。

J2からは全部で5チームがJ1・J3リーグへ昇格・降格します。

J1へ昇格するのは、「町田」「磐田」と、J1昇格プレーオフを勝ち抜いた「東京ヴェルディ」の合計3チーム。J3に降格するのは、「大宮」「金沢」の2チームとなりました。

入れ替わりで来季『J2』で戦うのは、J1で最下位だった「横浜FC」が降格し、J3からは「愛媛」と「鹿児島」の2チームが昇格となりました。

2023年までは「J1・18チーム」「J2・22チーム」「J3・20チーム」と、カテゴリーごとに違うチーム数で戦っていましたが、2024年はそれを「20チーム」に統一して戦います。

2024年開幕戦の対戦相手が、J3から昇格した「鹿児島」に決まり、2024シーズンもホームゲームでの開幕となりました。

日程・キックオフ時刻は、まだ調整中で『2/23(金祝)or24(土)or25(日)』のどこかの日程となります。こちらは決まり次第お知らせいたします。

2024年も、応援よろしくお願ひします。



チャレンジジャーズは、
『草津小学校 サッカー教室』を行いました。

12/6(水)・7(木)・8(金)に、草津小学校でサッカー教室を行いました。

11月と合わせて5日間行い、全学年(3~6年生は2回)で実施することができました。天候にも恵まれ、選手たちも子ども達と一緒にグラウンドを走り回り、楽しくサッカーをすることができました。



1月の行事予定表

クリスタル天では、なんと！
お寿司が食べられるそうですよ♪



日	月	火	水	木	金	土
行事の実施場所及び問合せ先						
◆④…保健センター Tel.0279-88-5797	◆④…地域包括支援センター Tel.0279-88-0294				12	13
◆④…総務課 Tel.0279-88-0001	(④で実施場所記載の無い場合は保健センターで行います)				・広報いでの 1月号発行日 ・乳幼児予防接種 (指定された時間) ④	
◆④…教育委員会 Tel.0279-88-0005	◆④…図書館 Tel.0279-88-7190					
14	15	16	17	18	19	20
		<ul style="list-style-type: none"> 育児支援教室「すまいる」(9:30～)④ ヘルスマイトスクール(10:00～)④ 	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者サロン(9:00～場所:草津町公民館)④ 機能訓練(9:00～)④ 	<ul style="list-style-type: none"> 頭と体の体操教室(14:00～場所:総合体育館)④ 	<ul style="list-style-type: none"> 食生活改善推進員研修会(11:30～)④ 	<ul style="list-style-type: none"> おはなし会(11:00～11:30)④
21	22	23	24	25	26	27
	<ul style="list-style-type: none"> スプリング自主グループ研修会(13:30～場所:総合体育館)④ 		<ul style="list-style-type: none"> 高齢者サロン(9:00～場所:草津町公民館)④ 3才児健診(13:15～)④ 			
28	29	30	31	2/1	2	3
		<ul style="list-style-type: none"> 乳児相談(13:15～)④ 	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者サロン(9:00～場所:草津町公民館)④ 	<ul style="list-style-type: none"> 母子保健推進員研修会(13:30～)④ 	<ul style="list-style-type: none"> ヘルスマイトスクール(10:00～)④ 	
4	5	6	7	8	9	10
	<ul style="list-style-type: none"> スプリング自主グループ研修会(13:30～場所:総合体育館)④ 	<ul style="list-style-type: none"> 食生活改善推進員研修会(10:00～)④ 育児支援教室「すまいる」(9:30～)④ 	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者サロン(9:00～場所:草津町公民館)④ 機能訓練(9:00～)④ 		<ul style="list-style-type: none"> 広報いでの 2月号発行予定日 ・乳児健診(13:15～)④ 	

情報電話帳

草津町役場 0279-88-0001(代表)

- 会計課 0279-88-7185 住民課 0279-88-7192 健康推進課(保健センター) 0279-88-5797
- 観光課 0279-88-7188 税務課 0279-88-7186 温泉課 0279-88-7182
- 企画創造課 0279-88-7193 上下水道課 0279-88-7183 土木課 0279-88-7184
- 議会事務局 0279-88-7191 教育委員会 0279-88-0005 こどもみらい課 0279-88-0005
- 福祉課 0279-88-7189 地域包括支援センター 0279-88-0294
- 生活環境課(クリーンセンター) 0279-88-2407
- 図書館 0279-88-7190 ベルツこども園 0279-88-3738 総合体育館 0279-88-5288
- 草津小学校 0279-88-2156 草津中学校 0279-88-2227 町民プール 0279-88-1130
- 社会福祉協議会 0279-88-1050

タウンデータ

人口・世帯数(令和6年1月1日現在)	男 3,068人	女 2,963人
	合 計 6,031人	世 帯 3,471世帯
	転 入 64人	
	転 出 36人	

入り込み客数(令和5年11月分)	合 計 300,438人(113.20%)
	宿 泊 208,095人(111.16%)
	日帰り 92,343人(118.09%)

()前年対比

健康相談へお出かけください

保健センターでは毎月保健師と管理栄養士による健康相談を実施しています！

血圧測定や簡易血糖測定も実施します。
お気軽にお出かけください。

次回の相談日は

2月14日(水) 午後1時30分～

会場は草津町総合保健福祉センター 2階 個別指導室



予約制とさせていただきます。
事前にお電話ください。